

## 平成 23 年度目標設定表

	ページ
政策 1 国家公務員の人事管理の推進	1
政策 2 適正な行政管理の実施	4
政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善	6
政策 4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	9
政策 5 地域力創造	11
政策 6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	13
政策 7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築	15
政策 8 選挙制度等の適切な運用	16
政策 9 電子政府・電子自治体の推進	17
政策 10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	18
政策 11 情報通信技術高度利活用の推進	19
政策 12 放送分野における利用環境の整備	21
政策 13 情報通信技術利用環境の整備	22
政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施	24
政策 15 ICT 分野における国際戦略の推進	26
政策 16 郵政行政の推進（郵政改革の円滑な推進）	27
政策 17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	28
政策 18 恩給行政の推進	29
政策 19 公的統計の体系的な整備・提供	30
政策 20 消防防災体制の充実強化	32

平成23年度目標設定表

分野	行政改革・行政運営		担当部局	人事・恩給局総務課他3課室
政策名	政策1：国家公務員の人事管理の推進		課室名	
基本目標	的確な人事管理を推進し、公務員が能力を発揮できる環境を整備すると共に、国家公務員制度改革を推進することにより、国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現する。			
政策の概要	能力及び実績主義に基づく人事管理の徹底、多様な人材の確保と活用、国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用、職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理の推進及び職員の高齢化への対応等の取組を通じて的確な人事管理を推進する。また、公務員が能力を発揮できる環境を整備するため、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、職員の能力開発・啓発の推進等の取組を行う。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
	目標(値) 【目標年度】			22年度現在
能力及び実績に基づく人事管理を徹底する	評価者となる職員のうち、次のいずれかの方法を実施した割合 ・評価者講座の参加 ・評価者講座自己学習ソフトによる学習	80%以上 【23年度】	評価者講座については、前年度と比べ、回数を増やし、受講者の増加を図るほか、新たに自己学習用ソフトを作成するなど、評価者が受講しやすい環境を整えることによりさらなる人事評価の周知・徹底が図られ、能力・実績主義の人事管理の徹底につながるため指標として設定。	評価者の77%（アンケート回答数：4,338人） (22年度)
	採用昇任等基本方針に基づく任用の推進と実施状況のフォローアップ	毎年度実施 【23年度】	採用昇任等基本方針に基づく任用の状況について年度ごとにフォローアップを実施・公表することにより、採用年次及び採用試験の種類にとらわれない、能力・実績主義の人事管理の徹底につながるため指標として設定。	平成22年12月10日に平成21年度の任用の状況にかかるフォローアップの結果を公表。
多様な人材を確保し活用する	知的障害者等が一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」の推進状況	各府省等において2名以上 【23年度】	チャレンジ雇用が推進されることにより、各府省等において社会的要請も含めた多様な人材の確保及び活用が図られるため指標として設定。	2名以上の府省等が2府省等 (平成22年4月1日現在)
	各種人事交流の推進と実施状況のフォローアップ	毎年度実施 【23年度】	各種人事交流を推進し、その状況についてフォローアップすることにより、相互理解、人材の育成、多様で有為な人材の確保等につながるため指標として設定。	各種人事交流の状況については、下記のとおりフォローアップの結果を公表。 (府省間人事交流の実施状況) 平成22年8月13日公表 (国と地方公共団体との間の人事交流状況) 平成23年1月21日公表 (民間から国への職員の受入状況) 平成23年2月10日公表
国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用を行う	一般職給与法及び特別職給与法の改正の状況	「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)を踏まえ、国家公務員人件費を削減するための法案を平成23年通常国会に提出。 【23年度】	一般職給与法及び特別職給与法でその給与が規定されている国家公務員については、給与の改定に当たって、これらの法律の改正等を行う必要があるため指標として設定。 なお、左記閣議決定を踏まえ提出する法案は、現在の人事院勧告制度の下では極めて異例の措置となることから、職員団体と誠意をもって話し合い、できる限り理解が得られるよう努力する必要がある。	8月10日 人事院勧告、第1回給与関係閣僚会議開催 11月1日 第2回給与関係閣僚会議開催、給与改定取扱方針及び給与法改正法案閣議決定 11月26日 給与法改正法案成立

	民間企業の退職金の状況等を参考とした退職手当制度の見直しに係る検討の着実な実施	退職手当の支給水準は、従来から5～6年ごとに実施する退職給付の官民比較調査を基に設定してきたところであり、関係府省等と必要な調整を行った上で、早期に調査を実施。調査結果を踏まえて、適切な支給水準の実現に向けて検討を行う。 【23年度】	国家公務員の退職手当制度の在り方や支給水準については、民間企業の状況等を参考として、必要な見直しに係る検討を実施する必要があるため指標として設定。	「退職手当の支給状況（平成21年度退職者）」、「平成22年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」を実施。
職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理を推進するとともに、職員の高齢化に対応する（定年まで勤務できる環境の整備、定年延長等による雇用と年金の接続、職員の意識改革の推進）	国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表の着実な実施	閣議報告及び公表の着実な実施 【23年度】	適正な退職管理を推進する上で職員の再就職に関する情報公開が重要であるところ、国家公務員法において、再就職情報の内閣一元管理・公表の実施が規定されていることから、指標として設定。 また、同様に、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)等において、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の実施が定められていることから、指標として設定。	・平成22年6月22日（同年1月1日～3月31日分）、同年9月3日（同年4月1日～6月30日分）、同年12月24日（同年7月1日～9月30日分）、平成23年3月29日（平成22年10月1日～12月31日分）にそれぞれ閣議報告し、公表。 ・平成21年度分を平成22年9月3日に公表。 平成22年12月24日に、平成22年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表。
	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の着実な実施	公表の着実な実施 【23年度】		
	再任用職員数	4,000人超 【23年度】	職員の高齢化に対応する上で、定年まで勤務できる環境の整備や、雇用と年金の接続の重要性に留意することが重要であるところ、退職管理基本方針において、雇用と年金の接続の重要性に鑑み再任用制度の活用が掲げられていることから、指標として設定。 また、職員が自ら退職後の新しい生活に備え生活設計を行っていくことが重要であるところ、その支援を行い、高齢期の職員の意識改革の推進を図る方策として退職準備プログラムの実施が挙げられる。これを推進していくため、退職準備プログラム等担当者等講習会における、コストを意識した上での有効性等に関するアンケート調査結果を指標として設定。	3,835人（平成22年度(平成22年度における予定数)）  参加者の85%（実施回数：全国11箇所各1回実施、参加者数：800人、アンケート回収数：694人）  （22年度）
	人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者に対するアンケート調査結果（有効であると回答した者の割合）	参加者の85%超 【23年度】		
職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する	男性職員の育児休業等の取得者数	240人以上（延べ人数、21年度比3割増） 【23年度】	男性職員等を対象とした啓発講演会やパンフレット等を通して男性職員の育児休業等の取得を促進することは、仕事と生活の調和を実現することにつながるため指標として設定。	175人  （21年度）
職員の能力開発・啓発を推進する	各種啓発事業の参加者に対するアンケート調査結果（有効であると回答した者の割合）	各事業とも昨年度超 【23年度】	各種啓発事業は、全政府的観点に立った人事管理施策の一環として行われているものであり、これを着実にを行うことで政府職員としての意識及び一体性が確保され、職員の能力開発・啓発が推進されるため指標として設定。 なお、各種啓発事業は、昨年度のアンケート調査の結果、高い満足度が得られている。引き続き、参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、改善すべき点等といった意見を聴取することで、より効果的な事業への見直しを行っていく。	各省幹部懇話会：100%（実施回数：5回、参加者数：82人、アンケート回答数：68人） 官民幹部合同セミナー：97.7%（実施回数：2回、参加者数：45人、アンケート回答数：44人） 官民交流セミナー：97.8%（実施回数：2回、参加者数：48人、アンケート回答数：48人） 内閣重要政策研修：98.8%（実施回数：2回、参加者数：92人、アンケート回答数：86人） 管理職員プロフェッショナルセミナー：100%（実施回数：2回、参加者数：24人、アンケート回答数：24人）

				<p>新任管理者合同セミナー:97.7% (実施回数:1回、参加者数:282人、アンケート回答数:268人)</p> <p>新任管理者基本セミナー:93.3% (実施回数:11回、参加者数:793人、アンケート回答数:753人)</p> <p>人事及び労務管理者啓発課程 100% (実施回数:1回、参加者数:16人、アンケート回答数:16人)</p> <p>国家公務員合同初任研修 (人事院と共同で実施):90.5% (実施回数:1回、参加者数:686人、アンケート回答数:664人)</p>
職員の心の健康づくりを推進する (自殺防止対策を含む)	各府省等の管理監督職員やカウンセラーを対象とする心の健康づくりのための講習会等の着実な実施	<p>各種講習会等の受講者数 (5,000名以上)</p> <p>各種講習会等の受講者に対するアンケート調査結果 (有効であると回答した者の割合:80%)</p> <p>【23年度】</p>	各府省等の管理監督職員やカウンセラーが、職員の心の健康づくり (自殺防止対策を含む) を有効に推進できるよう、受講者のニーズに合致した講演会、講習会、e-ラーニング等を幅広く実施する必要があるため指標として設定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理に対する意識啓発講演会</li> <li>・メンタルヘルスセミナー</li> <li>・カウンセラー講習会</li> <li>・e-ラーニングによるメンタルヘルス講習の実施 (受講者数約4,800名、有効であると回答した者の割合:62%~97.7%)</li> </ul>
	メンタルヘルス・シートの改訂	メンタルヘルス・シートの改訂 【23年度】	近年のメンタルヘルス不調者の多様化に対応するため、メンタルヘルス・シートの改訂を行う必要があるため指標として設定。	平成11年度に改訂。
	各府省等における職員の心の健康づくり (自殺防止対策を含む) 施策実施状況把握	着実な把握及び把握結果を踏まえた総務省実施施策の見直し 【23年度】	政府全体を通じた職員の心の健康づくり (自殺防止対策を含む) の一層有効な推進を図るため、各府省等が独自に行っている自殺防止対策等の実施状況を把握する必要があるため指標として設定。	—

平成23年度目標設定表

分野	行政改革・行政運営		担当部局	行政管理局（定員総括、行革総括、企画調整課行政手続・制度調査室、行政情報システム企画課情報公開推進室・個人情報保護室）
政策名	政策2：適正な行政管理の実施		課室名	
基本目標	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性確保及び透明性の向上を図る。			
政策の概要	国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
	目標(値) 【目標年度】			22年度現在
行政組織等の減量・効率化を推進する	国の行政機関の定員の再配置と減量・効率化	定員合理化計画の各省別目標数の設定 【23年度】 行政需要に応じた適切な定員の審査を実施 【23年度】	業務量に応じて、定員の再配置と減量・効率化を図ることは、行政組織等の減量・効率化の推進につながることから、指標として設定。	平成23年度における各省別定員合理化数を設定（全体で▲6,157人）  22年度の定員審査結果に基づく、23年度における定員の純減 ▲1,300人
	国の行政組織等の減量・効率化の実施状況	各種改革、業務見直しの結果を機構・定員審査に反映 【23年度】	事業仕分け、行政事業レビュー、地域主権改革、情報通信技術の活用等の結果を機構・定員に着実に反映することは、行政組織等の減量・効率化の推進につながることから、指標として設定。	23年度機構・定員審査の過程を通じ、各種の改革、業務見直しの結果を各府省の機構・定員審査に反映
国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図る	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上件の割合	100% 【23年度】	意見公募手続について、意見提出期間及び命令等の公布と同時期の結果公示の状況を把握し、適正な運用を促すことは、行政運営における公正の確保及び透明性の向上につながることから、指標として設定。	意見提出期間30日以上を確保した件数の割合 93.1% (21年度)
	行政手続制度について、意見公募手続を実施して定めた命令等の公布・決定等と同時期の結果公示の徹底	100% 【23年度】		結果公示までの期間が5日未満の件数の割合 80.8% (21年度)
	行政手続制度について、意見公募手続における1件当たりの平均提出意見数	意見公募手続の更なる利用拡大を目指す 【23年度】	意見公募手続について、1件当たりの平均提出意見数の動向を注視することによりその利用状況を把握し、更なる利用拡大を促すことは、行政運営における公正の確保及び透明性の向上につながることから、指標として設定。	30.8件 (平成21年度)
	行政不服審査制度について、6か月以内に審査請求が処理された件数の割合	現況より増加させることとし、70%を目指す 【23年度】	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、処理期間の傾向を把握し、簡易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済につながることから、指標として設定。	53.2% (21年度)
	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が1年を超える件数の割合	現況より減少させることとし、5%を目指す 【23年度】		12.1% (21年度)

<p>行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の運用状況（東日本大震災対応）</p>	<p>同措置の円滑な運用と有効活用の確保 【23年度】</p>	<p>各府省等の協力の下、同措置を運用することは、東日本大震災の被害者の権利利益の保全等に資するものであり、国民の権利利益の救済につながることから、指標として設定。</p>	<p>—</p>
<p>国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）</p>	<p>前年度値より増加 【23年度】</p>	<p>行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、原則的な開示期限である30日以内に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、指標として設定。 &lt;備考&gt; 開示期限の短縮等を目的とした「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第60号）を、第177回通常国会において内閣官房より提出</p>	<p>行政機関：88.2% 独立行政法人等：86.5% (21年度)</p>
<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の適切な管理のための監査実施率（行政機関及び独立行政法人等）</p>	<p>前年度値より増加 【23年度】</p>	<p>適時の監査の実施により個人情報保護の適正な運用が促進され、もって国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定。</p>	<p>行政機関：100% 独立行政法人等：88.9% (21年度)</p>
<p>国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等）</p>	<p>前年度件数より減少 【23年度】</p>	<p>行政機関等における個人情報の漏えい等の発生件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定。</p>	<p>行政機関：321件 独立行政法人等：2,216件 (21年度)</p>



平成23年度目標設定表

分野	行政改革・行政運営		担当部局	行政評価局総務課他2課室
政策名	政策3：行政評価等による行政制度・運営の改善		課室名	
基本目標	行政評価機能の更なる発揮を通じて聖域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現を図る。			
政策の概要	東日本大震災の影響を踏まえた喫緊の対応を進めつつ、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進するほか、各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標	目標(値)	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
		【目標年度】		22年度現在
政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進する	行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	平成22年度に着手した5テーマ（既に勧告を行った2テーマを除く）及び23年度の新規着手テーマについて、それぞれのねらいに応じた適期に勧告等を行えるようにすること（別紙参照） 【23年度】	それぞれの調査テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。 （注）23年度の新規着手テーマについては、「平成23年度行政評価等プログラム」において東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たることとしており、機動的に対応することとしている。	平成22年度に着手した7テーマのうち、既に勧告を行った2テーマ（国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査（H22.7.13）及び職員研修施設に関する調査（H22.12.10））について、おおむね22年度目標設定表に定めるテーマごとの目標どおり勧告。
	行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政運営の効率化・適正化等に係る効果を政策・業務の特性に応じて定量的に把握すること 【23年度】	行政運営の効率化・適正化等に係る効果を定量的に把握し、より掘り下げて検証することは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。	行政評価局調査に係る勧告等に対する改善措置状況に係る回答（H22.4以降受領）を基に、行政運営の効率化・適正化等に係る効果を政策・業務の特性に応じて定量的に把握（以下具体例）。 ■在外公館に関する行政評価・監視（H22.5勧告） 【勧告事項】在アンゴラ大使館及び在濟州総領事館は、領事業務の実施体制を業務量に見合ったものとなるよう見直し →在アンゴラ大使館の領事業務担当職員数を削減（2.22人→1.48人）
政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たす	各府省が作成した評価書について、評価の過程で利用したデータ又はその所在情報の記載率	100% 【23年度】	政策評価の外部検証可能性を確保することは、国民への説明責任を果たすことにつながるもの。	22年度に実施される評価を対象に現況を把握予定。
	目標管理型の政策評価の改善の推進状況	試行的取組の実施状況を把握した上で、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、次年度以降の取組について所要の結論を得る 【23年度】	試行的取組の実施状況を把握することは、目標管理型の政策評価の改善方策について、次年度以降の取組を検討する上で重要であり、政策評価の推進に資するもの。	試行的取組の実施に向けて、各行政機関と調整。

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進する	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	30 件 【23 年度】	行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5 策定)による重視すべき成果についての目標を設定したもの。 なお、苦情件数については、従来の行政相談活動では把握しきれていない苦情、意見・要望等を「とらえる」ねらいから指標として設定。	33 件 (22 年度)
	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）受付の相談件数のうちの苦情件数	2,400 件 【23 年度】		2,871 件 (22 年度)
	行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数	1,030 件 【23 年度】		1,518 件 (22 年度)
	行政相談委員法第4条に基づく意見の提出件数	180 件 【23 年度】		274 件 (22 年度)
	行政相談委員との協働 (行政相談委員制度50周年記念事業への行政相談委員の参画率)	80% 【23 年度】	行政相談委員制度 50 周年記念事業に、制度の主体である行政相談委員の参画率を高めることで、行政相談委員の士気高揚、地方公共団体等との連携促進が図られ、行政相談委員活動の推進につながるもの。	—
	震災関係の特別行政相談所の開設箇所数（4月～10月）	50 箇所 【23 年度】	被災者等からの相談・問い合わせに迅速かつ的確な対応を行うため、被災者及び被災地からの避難者の多く居住する場所から身近な場所での特別行政相談所の開設箇所数を目標として設定したもの。	—
	震災関係の特別行政相談所における平均相談件数	40 件 【23 年度】	震災に係る行政相談の利便性・有効性等を判断する指標として、特別行政相談所の開設箇所数に加え、各相談所における事案の処理数を目標として設定したもの。	—
年金記録に関するあっせん等の実施により、年金制度に対する信頼回復に貢献する	年金記録に関するあっせん等の実施	申立事案の受付からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間（全国平均）を、約6か月とすること 【23 年度】	事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（処理に要する期間については、約10か月(H21.2)→約6か月(H22.12)に短縮）。 23年度は、厚生労働省による脱退手当金通知により申し立てられたものも含め、22年12月時点の処理期間と同程度の期間で処理することを目標とするもの。	約6か月 (22年12月時点)



(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
<p>○ <b>児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）(H21.12～)</b>                      本政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成24年度予算編成に資するようなタイミングで評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価）(H23.1～)</b>                      本政策評価は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、政府における法曹養成制度の在り方の検討を促すよう、平成23年度のできる限り早期に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ その他の「平成23年度行政評価等プログラム」に掲げるテーマについては、「平成23年度行政評価等プログラム」において東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たることとしているが、できる限り速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ <b>検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 (H22.7～)</b>                      本調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものであり、平成23年度からの受講料等の引下げなど利用者の負担軽減に資するよう、速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 (H22.7～)</b>                      本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成24年度予算編成に資するようタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視 (H22.12～)</b>                      本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人への対応状況、NPO等との連携状況等を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成23年中のできる限り早期に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>自殺予防対策に関する行政評価・監視 (H23.5～)</b>                      本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」（平成19年6月8日閣議決定）の見直し（策定後おおむね5年を目途に見直すこととされている）に資するために実施するものであり、同大綱の見直しに資するタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ <b>国等から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査 (H23.5～)</b>                      本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）等に沿った取組を着実なものとするために実施するものであり、平成23年度末目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ その他の「平成23年度行政評価等プログラム」に掲げるテーマについては、「平成23年度行政評価等プログラム」において東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たることとしているが、できる限り速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

平成23年度目標設定表

分野	地方行財政		担当部局	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民制度企画室、市町村体制整備課、行政経営
政策名	政策4：地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等		課室名	支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課
基本目標	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地域主権型社会の確立を目指す。			
政策の概要	地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地域主権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体に おける人材の育成・確保を推進する。			
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標	目標(値)	指標の設定に ついで考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
		【目標年度】		22年度現在
地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	地方自治制度の見直し	長と議会の関係、住民自治の充実強化などについて検討を行い、制度化が必要なものについては、地方自治法改正案として取りまとめ、国会に提出する。 【23年度】	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自治制度を見直すことが地域主権改革を推進するために必要と考え、指標として設定。	平成22年中の地方行財政検討会議における議論等を踏まえ、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方(平成22年)」として取りまとめた。 今後、第30次地方制度調査会を立上げ、地方自治制度の見直しの検討を予定。 なお、地方自治法の抜本見直しの前倒しとして、議員定数の法定上限数の撤廃、市町村に対する基本構想の策定の義務付けの廃止等を内容とする地方自治法改正案は第174回通常国会に提出後、平成23年5月2日に公布された。
	・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【23年度】	平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにする必要があるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを目標とするもの。	事務の共同処理の活用状況 (22年7月1日現在) ①事務の委託 5,264件 ②一部事務組合 1,572件 ③機関等の共同設置 395件 ④協議会 216件 ⑤広域連合 115件
住民の利便が増進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービスについて、新たに15団体の導入 【23年度】	コンビニでの交付サービスが拡大することで、住民の利便性が拡大につながるため、指標として設定。	平成22年度末までに、41団体がコンビニ交付を実施予定。
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	・地方公共団体における行政改革の取組状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【23年度】	各地方公共団体においては、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、住民との対話の中で、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを目標とするもの。	・地方行革の取組状況を公表(平成22年11月9日公表) ・「指定管理者制度の運用について」を発出(平成22年12月28日)

地域主権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供 【23年度】	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標を設定。目標（値）については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。 指標の状況についても、目標（値）同様、各地方公共団体の取組によるため、参考として記載。	地方公共団体の総職員数は、平成22年4月1日現在で281万3,875人。(対前年比▲41,231人)
	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供【23年度】		平成22年の地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数は98.8。(H21ラス:98.5)
	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供【23年度】		適正化の取組例 ・給与の「わたり」の制度がある団体は151団体(全団体の8.4%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は18手当に減少(支給額ベースで削減率97.3%)。 (22年4月1日時点)
	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供【23年度】		ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。
	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率100% 【23年度】		97.8%(1,757/1,797) (22年3月31日現在)
	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供【23年度】		233団体 (22年4月1日現在)
	人材育成基本方針の策定状況	実施率90% 【23年度】		各地方公共団体において人材育成方針を策定することで、その方向へ取り組む効果が生じ、地方公務員の適正な人事管理につながると考えられることから、指標として設定。
被災市町村における行政機能を支援すること	市町村行政機能応急復旧補助金による仮設庁舎の建設及び被災者支援に必要なシステム等の整備状況(整備団体数)	被災市町村における被災者生活支援や行政サービスの提供等の行政機能の復旧	仮設庁舎の建設等及び被災者支援に必要なシステム等の整備を行うことで、被災市町村における被災者生活支援や行政サービスの提供等の行政機能の復旧につながると考えられることから、指標として設定。	市町村行政機能応急復旧補助金の申請予定団体数を把握。

平成23年度目標設定表

分野	地方行財政		担当部局	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	
政策名	政策5：地域力創造		課室名		
基本目標	活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援すること。				
政策の概要	地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援するため、「緑の分権改革」の推進、定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。				
施策目標	施策目標の達成度を測る指標	目標(値)	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況	
		【目標年度】		22年度現在	
地域の自給力と創造力を高める地域主権型社会を構築すること	緑の分権改革の取組団体数の状況	緑の分権改革に取り組む地方公共団体数 800 団体 【26 年度】 同 1,400 団体 【32 年度】	豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギーなどの地域資源を最大限活用する仕組みを創り上げ、全国にその取組が広がることで、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築の実現に寄与すると考えられることから、指標として設定。	562 団体	
弱者の生活に光をそそぐ取組や、知の蓄積による地域づくりが進展すること	DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、知の拠点づくり・交流等の取組の状況	全国的に、地方公共団体が主体となったDV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、知の拠点づくり・交流等の取組の充実・強化が図られること 【25 年度】	DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、地域の歴史や文化に根差した知の拠点づくりや交流等の促進が、自立的な地域づくりに寄与すると考えられることから、指標として設定。	—	
地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めること	総人口に対する地方圏の人口割合	平成 22 年度並み 【27 年度】	地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を下支えすることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。	—	
地域間の人材交流を進めること	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 80,000 人 【23 年度】	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。	参加児童数（総務省の制度を活用した人数） 69,181 人	
	地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数	地域おこし協力隊員と集落支援員合計 1,500 人 【23 年度】		地域おこし協力隊員 257 人 集落支援員 500 人 合計 757 人	

地域の国際化が進むこと	J E Tプログラムの招致人数	J E Tプログラム招致人数の前年並み確保 【23年度】	J E Tプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、および多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されることが考えられることから、指標として設定。	J E Tプログラムの招致人数 4,334人 (平成22年7月1日現在)
	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	多文化共生に関する計画指針等の制定団体数5%増 【23年度】		多文化共生に関する計画指針等の策定状況 495団体 (平成22年4月1日現在)
地方公共団体による地域振興施策が進むこと	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	850件程度 【23年度】	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されることが考えられることから、指標として設定。	約834件 (平成17～21年度実績平均値)
過疎地域の自立が促進されること	過疎地域自立促進計画におけるソフト事業の計画額	1,440億円 【23年度】	過疎市町村が、地域課題の解決に向けて、過疎計画に記載された主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業を着実に実施することが、過疎地域の自立に大きく寄与すると考えられることから、指標として設定。 過疎対策事業の推進による定住団地の整備を通じて、過疎地域の自立が促進されることが考えられることから、指標として設定。	—
	過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況	平成22年度実施事業数以上 【23年度】		平成22年度実施事業数 6事業

平成23年度目標設定表

分野	地方行財政		担当部局	自治財政局財政課 他4課室	
政策名	政策6：地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化		課室名		
基本目標	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。				
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、財政健全化団体等の減少等を通じ地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。				
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況	
		目標(値) 【目標年度】		22年度現在	
安定的な財政運営に必要な地方財源の確保	一般財源総額	安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額について、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。 【23年度】	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方債依存度の適正化に努めつつ、必要な一般財源総額を適切に確保する必要がある。	平成23年度一般財源総額 59兆4,990億円 (水準超経費除き 58兆7,790億円)	
	一般財源比率			平成23年度一般財源比率 64.6%	
	地方債依存度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。【23年度】		平成23年度地方債依存度 13.9%	
	借入金残高	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【23年度】		平成23年度末見込み 200.4兆円	
	地方財政対策の状況	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足について、適切な補填措置を講じる。 【23年度】		平成23年度に補填した財源不足額 14兆2,452億円	
	社会保障と税の一体改革の状況	地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を整理する。その上で、国とともに社会保障制度を支える地方公共団体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。これらの改革に当たっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行う。 【23年度】		—	
東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の復旧・復興のため、国費による措置の拡充を図った上でなお生じる地方負担に対して、地方交付税と地方債による財政措置を講じる。これらに必要な地方の復興財源を確保し、所要の交付税総額の確保を図る。【23年度】	—			





平成23年度目標設定表

分野	地方行財政		担当部局	自治税務局企画課総務室 他5課室
政策名	政策7：地域主権型社会を担う地方税制度の構築		課室名	
基本目標	地域主権改革を推進するための税制を構築する。			
政策の概要	地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標	目標(値)	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
		【目標年度】		22年度現在
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。	国・地方間の税源配分比率	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分のあり方を見直す。	地方税の充実や国と地方の税源配分のあり方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある	国：地方=52.8:47.2 (平成21年度決算)
	歳入総額に占める地方税の割合	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税を充実することで、歳入総額に占める割合が増加することとなるため、指標として設定。 ※ただし景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある	地方税の割合 35.8% (平成21年度決算)
	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある	最大値/最小値 2.7倍 (平成21年度決算)
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施する。	地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	具体的取組について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。法制化が必要なものは、平成24年度税制改正から実現を図る。	地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。	—
	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数	平成22年度税制改正以後4年間で、全286項目(平成22年度税制改正前)を見直す。	税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。	90項目を見直し (うち57項目を廃止・縮減、全体項目数286項目→241項目)

平成23年度目標設定表

分野	選挙制度等		担当部局	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課（他3室）
政策名	政策8：選挙制度等の適切な運用		課室名	
基本目標	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。			
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標	目標(値) 【目標年度】	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
				22年度現在
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与する	<ul style="list-style-type: none"> <li>区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた調査研究</li> <li>その他選挙制度に関する調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区割り改定作業に向けた調査研究の適切な実施</li> <li>その他選挙制度に関する調査研究の適切な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国勢調査人口の公示後1年以内に行うこととされている、衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた区割審議会の審議が行われることから、これに対応する調査研究を指標として設定。</li> <li>社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。</li> </ul>	—
公明かつ適正な選挙執行を実現する	常時啓発事業のあり方等の検討	検討結果の確実な実施【24年度】	選挙が公明かつ適正に行われるよう選挙人の政治意識の向上を図るため、常時啓発事業について時代に即した見直しを進めるとともに、事業の実施方法の検討を指標として設定。	ポスターコンクール、研修、広報誌作成など、常時啓発事業全体を事業委託で実施。
政治資金の透明性を確保する	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）	政党、政治資金団体について、提出率100% 【23年度】	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。	政党本部：100% 政党支部：99.0% 政治資金団体：100% 【平成21年分収支報告】
		国会議員関係政治団体について、前年の提出率（94.7%）以上 【23年度】		国会議員関係政治団体：94.7% 【平成21年分収支報告】
		政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率（85.3%）以上 【23年度】		85.3% 【平成21年分収支報告】

平成23年度目標設定表

分野	電子政府・電子自治体		担当部局	行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室	
政策名	政策9：電子政府・電子自治体の推進		課室名		
基本目標	ICTを活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る。				
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、政府情報システムの刷新、ICTを活用した業務の効率化、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施。				
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		目標(値) 【目標年度】	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
					22年度現在
国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る	<施策名> 電子政府の推進	IT投資によって得られる投資対効果の状況	投資対効果の向上の推進 【23年度】	IT投資によって得られる投資対効果の向上を推進することは、国民の利便性向上及び行政運営の効率化に資することから、指標として設定。  <備考> ・今後、平成23年8月に決定した電子行政の基本方針を踏まえる必要。	—
		新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進状況	・申請等手続きに係る費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直しの推進  ・オンライン重点手続きに係る業務プロセス改革の推進 【23年度】	オンライン手続きに係る費用対効果等を踏まえた利用範囲の見直しや業務プロセス改革を推進することは、国民の利便性向上及び行政運営の効率化に資することから、指標として設定。  <備考> ・今後、平成23年8月に決定した新たなオンライン利用に関する計画を踏まえる必要。 ・同計画においては、手続所管府省が当該手続の特性等に応じて、それぞれオンライン利用範囲の見直しや業務プロセス改革の成果指標の設定をされているところ。	—
		電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数（利用件数）	2億2000万件 【23年度】	e-Gov利用件数の状況の把握は、国民の利便性向上及び行政運営の透明性向上の効果測定に資することから、これらを指標として設定。  <備考> ・今後、平成23年8月に決定した新たなオンライン利用に関する計画を踏まえる必要。	2億653万件
	<施策名> 地方公共団体の情報化の推進	各地方公共団体における自治体クラウド導入の支援	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況の把握、情報提供、必要な助言等を行う 【23年度】	各地方公共団体が自治体クラウド導入に主体的に取り組むことで、行政運営の合理化、効率化につながると考えられることから、指標として設定。	各地方公共団体の自治体クラウド導入に資するべく、自治体クラウド推進本部有識者懇談会において、自治体クラウド導入に当たっての諸論点について議論。

平成 23 年度目標設定表

分野	情報通信（ICT政策）		担当部局 課室名	情報通信国際戦略局 技術政策課、研究推進室、宇宙通信政策課、通信規格課 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課、データ通信課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室 等		
政策名	政策 10：情報通信技術の研究開発・標準化の推進					
基本目標	国民が ICT の真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。					
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発の課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略」（平成 20 年 6 月 27 日）、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日）等に基づく取組を実施する。					
下位レベルの施策	施策目標	施策目標の 達成度を測る指標	目標(値) 【目標年度】	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況	
					22 年度現在	
情報通信技術の研究開発・標準化の推進	国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果を展開するとともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献する	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【23 年度】	研究開発・標準化の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	—	
			33% 【26 年度】		研究開発の成果の展開状況を定量的に評価・把握するため、特許登録等の状況を指標として設定。 なお、特許登録、標準成立等に要する時間を考慮して、目標年度は研究開発終了 3 年後に設定（目標年度が 3 年後のため、特許出願等を実施した課題の割合を次年度の目標（値）として設定。）。	—
			80%（特許出願等を実施した課題の割合） 【24 年度】			



平成 23 年度目標設定表

分野	情報通信（ICT政策）		担当部局 課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他5課室 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 他2課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他4課	
政策名	政策 11：情報通信技術高度利活用の推進				
基本目標	社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等による ICT 利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。				
政策の概要	社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICT による生産性向上・国際競争力の強化、ICT による地域の活性化、誰もが安心して ICT を利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICT の高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。				
下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
			目標(値) 【目標年度】		22 年度現在
ASP・SaaS の普及促進	ASP・SaaS を安心・安全に利用できる環境を整備する	分野別ガイドライン等の策定	3 件 【24 年度】	ICT利活用を推進していく上で極めて有効なツールであるASP・SaaSの安心・安全な利用環境を整備するため、ASP・SaaSの適用分野拡大を図るための分野別ガイドライン等を策定。	2 件
コンテンツの流通促進	IPTV に係る技術の標準化を推進することにより、多様な配信経路によるコンテンツの流通を促進する	放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準技術仕様の策定及び一般公開	技術仕様の標準化を推進 【24 年度】	高度な情報通信インフラを活用したデジタル・コンテンツの流通を促進するため、実証実験の目標達成度の指標により本施策の進行管理を実施。 なお、指標は「知的財産推進計画2009」に基づくもの。	実証実験を行うことにより、技術の有効性の検証、課題の整理等を実施。
		配信側のコンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開			
情報通信分野の人材育成	遠隔教育の環境を整備することにより、高度 ICT 人材の育成の取組を支援する	高度 ICT 人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表	遠隔教育システムの実用化を促進 【24 年度】	ICT技術を必要とする幅広い分野の専門家育成のための遠隔教育システムの標準仕様を作成・公表することにより、本システムの実用化を促進。	平成 21 年度において、基礎的なシステムを開発。平成 22 年度は、基礎的なシステムを元に必要な拡張機能を開発・付加。平成 23 年度はシステムの完成に向け、異なるクラウド環境で利用可能となるよう、システムの汎用性確保のための開発を実施。
		2 大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始			
広域連携による ICT 利活用の推進	委託事業を通して得られた成果を普及することにより、ICT 利活用の促進を図る	分野ごとの地域の ICT 利活用率（全国市町村のうち ICT 利活用を実施している市町村の割合）	倍増 【25 年度】	「新成長戦略」において、「光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める」とされており、遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供など、公共的な分野において、広域連携を前提とした委託事業を実施し、効果的・効率的な ICT の普及を図るため、ICT 利活用率を指標として設定。	1.3 倍
			1.4 倍 【23 年度】		
行政業務システム連携による電子行政の推進	行政業務システム連携等により、住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る	行政業務システム連携や民間事業者との連携による技術的課題等の解決策の提示やインターフェイス要件等の提示	インターフェイス要件等の明確化 【23 年度】	地方公共団体間等における業務システム間連携による住民の利便性向上と行政効率化の実現を目指し、業務改革等の検討・実証を行い、その後、関係機関と連携し、各種課題の解決等に取り組み、その実現に資するもの。 また、行政業務システムと民間事業者との連携における利用者のニーズやインターフェイス要件等を明確化。	地方公共団体間等のシステム間連携における効果の高い分野等の業務改革案の検討及び連携に必要な機能要件等の洗い出しを実施。 また、官民連携について利用者のニーズ、技術的課題、インターフェイス要件等を調査。
		共通企業コードを用いた行政業務システム連携を実現するに当たっての課題の抽出	共通企業コードを用いた情報連携に必要な機能の検討及び課題の抽出 【23 年度】	経済界からの要望が強い行政手続における添付書類削減による企業の利便性向上を目指すとともに、新たな情報通信技術戦略に基づき、企業コードの導入に向けて、本事業の結果を内閣官房 IT 担当室に報告し、法務省等の関係機関と連携しながらその実現に資するもの。	平成 22 年度は総務省所管の「入札参加資格審査（調達総合情報システム）」を実証フィールドとして、内閣官房及び法務省と協力しながら登記事項証明書等の省略について実証事業を実施し、情報連携に必要な機能の検討、インターフェイス要件の検討及び企業コード導入に係る課題の抽出を実施。



下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
		目標(値) 【目標年度】	目標(値)に向けた着実な進捗 【23年度】		22年度現在
字幕番組・解説番組等の制作促進	字幕番組等の普及を促進する	対象の放送番組 <sup>(※)</sup> の放送時間に占める字幕放送時間の割合	100% 【29年度】	左記指標等は、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間:平成20年度から平成29年度まで)として定められているもの(左記の目標値は、NHK(総合)及び在京キー5局等の場合)。	【デジタル放送】 NHK(総合) 62.2% 在京キー5局 88.9% 在阪準キー4局 85.6%
		※ 7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組。	目標(値)に向けた着実な進捗 【23年度】		
		対象の放送番組 <sup>(※)</sup> の放送時間に占める解説放送時間の割合	10% 【29年度】		【デジタル放送】 NHK(総合) 7.6% 在京キー5局 1.4% 在阪準キー4局 1.0%
		※ 7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組。	目標(値)に向けた着実な進捗 【23年度】		
ICTを使った「協働教育」の推進	ガイドライン等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT利活用を促進する	ガイドライン(手引書)等の作成・公表	ガイドライン等の普及 【23年度】	「新成長戦略」において、2020年までに実施すべき成果目標として「21世紀にふさわしい学校教育の実現」が掲げられ、2013年度までに実施すべき事項の「児童生徒1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進」に向け、「モデル事業等による実証研究」を実施することとされており、文部科学省と十分な連携を確保した上で、教育分野におけるICTの効果的な利活用の促進を図るため、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン等を作成・公表。	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表。
ICTによる地球温暖化対策の推進	ICTによる地球温暖化対策を推進する	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期(21年度～24年度)標準化活動における勧告等	勧告化に向けた標準化活動を実施 【25年度】	ICTの利活用は、地球温暖化対策に有効であるが、ICTによる地球温暖化対策の評価手法は世界的に未確立であるため、ITU-Tでは今期研究会期で当該評価手法等について、勧告化等(標準化)を行うこととしている。 そこで、我が国はICTによる地球温暖化対策を推進するために、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要があることから、指標として設定。	—  21件
		ITU-Tの今期研究会期(21～24年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数	20件以上 【25年度】		
		ITS情報通信システムの活用による車両からの二酸化炭素排出量の削減効果に係る実証結果の分析	20%程度削減に向けた課題の抽出 【24年度】	「原ロビジョン」において、ICTパワーによる二酸化炭素排出量10%以上の削減が目標とされており、ITS情報通信システムの活用による二酸化炭素排出量削減への有効性を調査・検証。	CO2削減効果の検証に必要となる自動車情報の収集システムに関する調査・検討及び自動車の速度・位置情報を集約することによる交通渋滞削減効果の調査・検討を実施。
ICTの高度な利活用の推進・促進	テレワークを推進することにより、多様な人材の社会参加を促進する	在宅型テレワーカー数	700万人 【27年度】	「新たな情報通信技術戦略」に、情報通信技術の利活用による地域の絆の再生が重点戦略として位置付けられ、高齢者等への取組としてテレワークの一層の普及拡大が明記されており、同戦略工程表においては、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とすることを目標として設定。	320万人
			目標(値)に向けた着実な進捗 【23年度】		

平成23年度目標設定表

分野	情報通信（ICT政策）		担当部局	情報流通行政局 放送政策課 他5課室	
政策名	政策12：放送分野における利用環境の整備		課室名		
基本目標	放送のデジタル化の推進やメディアの多様化を踏まえ、デジタル放送完全移行後における多様な国民視聴者のニーズに応えるために必要な施策を検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。 また、国として必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。				
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送のデジタル化の推進や、ブロードバンドの普及等に伴うメディアの多様化を踏まえ、デジタル放送完全移行後のデジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるために必要な施策を検討・実施する。</li> <li>放送法第33条第1項の規定に基づき、NHKへ国際放送の実施を要請し、所要の交付金を交付する。</li> <li>地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければテレビジョン放送を受信することが困難と認められる地域において、NHKの衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し、助成金を交付する。</li> </ul>				
下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標	目標(値)	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
			【目標年度】		22年度現在
放送政策の推進	デジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な実施・見直しに当たり、必要な施策を検討・実施し、国民生活の利便性等の向上に寄与する	新放送法の施行及びデジタル放送完全移行下における放送分野の政策課題に関する調査・分析等の実施	調査・分析等の成果を政策へ反映 【23年度】	通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るために行われた放送法の改正等に伴い、放送分野において整備すべき制度や更なる検討が必要な事項について調査・分析等を行った結果を政策へ反映することにより、国民生活の利便性等の向上に寄与することから、指標として設定。	多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な実施・見直しに当たり、必要な調査、分析等を実施。
国際放送の強化	我が国の対外情報発信力を強化するため、映像国際放送の充実を図る	各国・地域の衛星放送やケーブルテレビ等を通じて簡易な方法で受信できる世帯数	1億3,800万世帯 【23年度】	我が国の対外情報発信力を強化するため、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送を開始したことから、その普及状況を指標として設定。	約1億3,655万世帯
衛星放送受信対策事業	自然的条件に起因し、NHKの地上テレビジョン放送を受信することができない地域（絶対難視地域）の情報通信格差の是正に資する	絶対難視地域において、NHKの衛星放送受信による難視聴対策を希望する助成対象世帯の解消	左記に該当する世帯の難視聴解消 (100%) 【23年度】	情報通信格差の是正状況を測るため、NHKが実地に調査する絶対難視地域の助成対象世帯の解消を指標として設定。	助成を希望する世帯がなかったため実績なし。

平成 23 年度目標設定表

分野	情報通信（ICT政策）		担当部局	総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課 他5課室	
政策名	政策13：情報通信技術利用環境の整備		課室名	電波部 電波環境課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	
基本目標	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。				
政策の概要	超高速ブロードバンド利活用基盤の整備の推進や、電気通信事業における公正競争ルールの整備により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進する。また、インターネット上における児童ポルノ等の違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進やネットワークセキュリティの高度化等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。				
下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)		指標の状況
			目標(値) 【目標年度】		22年度現在
超高速ブロードバンド未整備地域における超高速ブロードバンド利活用基盤の整備の推進	利活用の基盤となるインフラ整備の促進により、超高速ブロードバンドの利活用向上を実現する	・超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ・超高速ブロードバンドサービスの利用率	・1%程度増加 (カバー率)  ・10%程度増加 (利用率) 【23年度】	超高速ブロードバンドのインフラ整備及びその利用の進捗状況を測るため、超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率を指標として設定。 なお、これらについては、本施策のみならず、税制優遇措置や規制改革等の総合的な推進により達成を図るもの。	・92.7% (カバー率) ・約38% (利用率 (平成23年3月末推計))
電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する調査研究等の実施	電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現する	電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討 【23年度】	電気通信市場動向の調査等による公正競争確保のための競争状況の評価及び省令改正等の実施を指標として設定。	電気通信事業分野における競争状況の評価及び省令改正等を検討。
	東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを踏まえ、緊急事態における通信手段の確保を実現する	緊急事態における通信手段の確保に向けた必要な措置（例えば、国による基準の見直し、事業者への要請等）の実施	適切な実施 【23年度】	災害発生時等に、警察・消防への緊急通報の他に、国や地方公共団体、社会インフラ事業者、医療機関等の重要通信を確保することは、国民の生命・財産や国家機能の維持に不可欠であり、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」において、課題等を分析し、その解決に必要な措置を取りまとめ、指標として設定。	—
電気通信分野の消費者行政の推進	迷惑メール対策を強化することで、安心・安全なインターネット環境を実現する	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置件数	行政指導等の適切な実施 【23年度】	事前に目標値を設定することは適当ではないが、迷惑メール問題解決のための特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく措置件数を行政活動実績を示す指標として設定。	行政指導件数 13,325 件 行政処分（措置命令）件数 13 件（法改正（平成20年）から平成22年度末時点まで）
	児童ポルノブロッキング対策及び事業者等によるインターネット上の違法・有害情報への適切な対応により、安心・安全なインターネット環境を実現する	「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」による技術的課題の分析、インターネット上の違法・有害情報に関する相談業務の着実な実施等	適切な実施 【23年度】	安心・安全なインターネット環境の実現に資するものとして、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」による技術的課題の分析、インターネット上の違法・有害情報に関する個別具体的な場面での相談等の適切な実施を指標として設定。	「児童ポルノ排除総合対策」に基づきインターネット上の児童ポルノ対策を促進、青少年のインターネット利用環境の整備、インターネット上の違法・有害情報に関する相談業務等を実施。



下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
			目標(値) 【目標年度】		22年度現在
インターネットの高度化	インターネットの IPv6 対応促進により、インターネットとその利用の安定的な発展を確保する	IPv6 インターネット接続サービスを提供するインターネット接続事業者数	40 社 【23 年度】	インターネットとその利用の安定的な発展には IPv6 対応が必要となるため、IPv6 インターネット接続サービスを提供するインターネット接続事業者数の把握を指標として設定。	18 社 (平成 22 年度調査研究実施時)
情報セキュリティの強化	情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現する	情報セキュリティマネジメントの高度化に係る国際標準化の提案	ガイドラインの国際標準化に資する提案の実施 【23 年度】	調査研究を反映した国際標準化の提案を指標として設定。	ガイドラインの高度化に係る基本的な調査(平成 22 年度調査)を実施。
	電子署名に関する調査研究を実施することにより、認証制度の安全性・信頼性の向上を実現する	電子署名法に基づく技術動向調査による技術評価レポートの公表	技術評価レポートの公表 【23 年度】	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名法第33条に基づき実施した調査研究を反映した技術評価レポートの公表を指標として設定。	調査研究の実施に向けて、内容の検討等を実施。
	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」により、安全なインターネット利用環境の整備を実現する	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による運用スキーム(ガイドライン)の策定	同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム等(ガイドライン)の策定 【23 年度】	安全なインターネット利用環境を実現するため、「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム(ガイドライン)の策定を指標として設定。	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の小規模な試用版を構築し、機能検証を実施。
基準認証制度の推進	特定無線設備等に係る市場調査や MRA 研修会等による基準認証制度の適正・健全な運用を確保する	・市場調査を行う機器台数 ・MRA 国際研修会の参加者数	・50 台 (機器台数) ・80 人 (参加者数) 【23 年度】	市場調査を行う機器台数、MRA国際研修会の参加者数を「基準認証制度の適正・健全な運用の確保」に向けた行政活動実績を示す指標として設定。	・調査対象機器：80 台 ・平成 22 年度の MRA 国際研修会については、東日本大震災の発生により開催を中止。

平成 23 年度目標設定表

分野	情報通信（ICT政策）		担当部局	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室	
政策名	政策 14：電波利用料財源電波監視等の実施		課室名		
基本目標	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。				
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第 103 条の 2 第 4 項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3 年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。				
下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
			目標(値) 【目標年度】		22 年度現在
電波監視業務の実施	電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持を図る	重要無線通信妨害への措置率	100% 【23 年度】	重要無線通信妨害への措置数自体は、実際の混信・妨害の状況等により変動するものであるが、電波の適正利用及び電波利用環境確保に向けた行政活動実績を示す指標として活用。	申告数：689 件 措置数：689 件 (措置率：100%)
電波の安全性に関する調査の実施及び評価技術の確立	電波が人体等に与える影響を科学的に検証することにより、安心して安全に電波を利用できる環境を整備する	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80% 【23 年度】	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (研究件数：6 件)
周波数使用等に関するリテラシーの向上のための活動	電波の能率的かつ安全な利用の確保に関する説明会等を実施することにより、リテラシーの向上を図る	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会・周知啓発活動の開催回数	電波の安全性に関する説明会を各地方局で 1 回以上かつ全国で 16 回以上開催 【23 年度】	説明会・周知啓発活動の開催回数を、周波数使用等に関するリテラシー向上に向けた行政活動実績を示す指標として活用。	・電波の安全性に関する説明会を日本全国で 22 回の実施。 ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動を日本全国で 95 回の実施。
総合無線局監理システムの構築と運用	無線局監理事務の迅速化・効率化により、電波の利用者への行政サービスの向上を図る	・総合無線局監理システムで監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く) ・電子申請率(無線局免許申請及び無線局再免許申請の合計値)	・無線局数の増加に影響されることなく 99%以上確保(システム稼働率) ・60%(電子申請率) 【23 年度】	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 また、事務の効率化と利用者の利便性向上に資する電子申請の申請率を併せて指標として設定。	・無線局数：121 百万局(前年度比 3.8%増) ・システム稼働率：99.9% ・電子申請率：61.6%  ※上記数値は平成 22 年度末の速報値
電波資源拡大のための研究開発	周波数の効率利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応する	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究開発成果があったと判定された課題の割合	80% 【23 年度】	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (終了案件：9 件)

下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
			目標(値) 【目標年度】		22年度現在
周波数逼迫対策技術試験事務	周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消又は軽減することにより、電波の有効利用を促進する	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【23年度】	技術試験事務の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	100% (終了案件：7件)
無線システム普及支援業務・遮へい	条件不利地域等における電波の有効利用を促進することにより、電波の適正な利用を確保する	携帯電話等エリア整備事業により実施された補助件数	172件 【23年度】	条件不利地域における電波の有効利用の促進という施策目標の達成度を定量的に示す一つの指標として、携帯電話等のエリア化される補助件数を指標として設定。	193件
		地上デジタル放送への完全移行 (地上アナログ放送終了)	(岩手県、宮城県及び福島県を除く都道府県) 平成23年7月24日 【23年度】  (上記3県) 平成24年3月31日 【23年度】	地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了)は、地上テレビ放送で使用する周波数を約2/3に節減するために不可欠なプロセスであり、施策目標の達成度を直接示す指標として設定。	地上デジタル放送への完全移行に向けた事業等を実施。



平成 23 年度目標設定表

分野	情報通信（ICT 政策）		担当部局	情報通信国際戦略局 国際政策課 他 4 課室	
政策名	政策 15：ICT 分野における国際戦略の推進		課室名		
基本目標	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。				
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信等を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び我が国 ICT 企業の海外展開支援を図る。				
下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)		指標の状況
			目標(値) 【目標年度】		22 年度現在
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	日・ASEAN 情報通信大臣会合などの国際会議への参画及び第 3 回日印 ICT 成長戦略委員会などの 2 国間での意見交換の実施（7 回程度） 【23 年度】	国際会議への参画及び意見交換における協議・交渉を通じて国際的な課題解決のための協調及び貢献が行われるため、指標として設定。	26 回
		ICT 分野に関する途上国との協力関係構築状況	7 カ国以上 【23 年度】	ICT 分野における諸外国との協力関係の構築により、国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。	27 カ国
		ICT 分野に関する人材育成セミナー等の受講者数	100 人以上 【23 年度】	ICT 分野の人材育成セミナー等は、同分野の人材育成等を通じ国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。	242 人
ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進	ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況	・ 4 回程度（セミナー等） ・ 3 回程度（派遣等） 【23 年度】	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施は、我が国の ICT 分野における国際展開支援に資するため、指標として設定。	・ 7 回（セミナー等） ・ 5 回（派遣等）
		ICT 海外展開の推進の実施状況	国際展開に関する戦略等を踏まえて案件を決定し、モデルシステムの構築・運営を実施し国際展開を推進 【23 年度】	ICT 海外展開の推進におけるモデルシステム構築・運営の実施は、ICT 産業の国際競争力強化に資するため、指標として設定。	ユビキタス・アライアンス・プロジェクトを 12 件実施する等、実証実験を行ったほか、海外要人招聘、関連調査等の海外普及支援活動を実施。

平成23年度目標設定表

分野	郵政行政			担当部局	情報流通行政局 郵政行政部 企画課 他6課室
政策名	政策16：郵政行政の推進（郵政改革の円滑な推進）			課室名	
基本目標	郵政改革を円滑に推進することにより、現在の郵政民営化が有している諸問題を解決し、国民の権利として郵政事業に係る基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により利用できることを確保するほか、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上を図る。				
政策の概要	郵政改革を円滑に推進するために必要な制度整備を図るとともに、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行う。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。 さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU 大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。				
下位レベルの施策	施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況
			目標(値) 【目標年度】		22年度現在
郵政改革の円滑な推進による国民生活の確保・地域社会の活性化等	「郵政改革の基本方針」を踏まえ、郵政改革法案を成立させ、その後、政省令の制定など、郵政改革に必要な制度整備を確実にを行うほか、日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図る。また、郵政事業の東日本大震災からの速やかな復旧・復興を支援する	郵政改革に必要な制度整備の確実な実施	確実な実施 【23年度】	郵政改革法案成立後、政省令の制定など、郵政改革に必要な制度整備を確実にを行うことにより、利用者利便の向上に資するもの。	郵政改革法案については、第177回国会（常会）において継続審議中。
		日本郵政グループの健全な業務運営等	サービス水準の維持 【23年度】		
			郵便局ネットワークの復旧・復興 【23年度】	営業停止局（震災直後(23.3.14)時点）583局 （東北3県全局の53%相当）	
		信書便事業への新規参入	信書便事業者数の増 【23年度】	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資するもの。	346者
国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進	万国郵便連合（UPU）における環境対策の強化や条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図る	UPU 活動への人的貢献 （職員の派遣数）	前年度実績値の維持 【23年度】	UPUにおいて我が国の施策を反映させる観点から、人的・財政的貢献を指標として設定。	2名
		UPU 活動への財政的貢献 （分担金）	前年度実績値の維持 【23年度】		2,124千スイスフラン （186,969千円）

平成23年度目標設定表

分野	国民生活と安心・安全		担当部局	大臣官房総務課管理室、特別基金事業推進室
政策名	政策17：一般戦災死没者追悼等の事業の推進		課室名	
基本目標	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦継承を推進する。			
政策の概要	戦災に関する展示会の開催など、先の大戦において空襲等の犠牲となった方々に対し追悼の意を表す事業を継続し、一般戦災について次の世代に伝えていく。 平和祈念資料の展示会等を実施し、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について、継承していく。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
		目標(値) 【目標年度】		22年度現在
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていく	戦災に関する展示会の来場者数	1,200名 【23年度】	戦災に関する展示会の来場者数増加は、一般戦災に関する国民の理解を深め、次の世代に伝えていくことにつながることから、指標として設定。 なお、過去5年間の平均では、1,034名(平成18年度～22年度)。	1,197名
兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承する	平和祈念資料の展示会等の来場者数	50,000名 【23年度】	兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について理解を深め、広く国民にこれらの労苦を確実に伝えるためには、より多くの方々に展示会等へ来場していただき、実物資料に触れるなど直接学習の機会を提供することが重要であることから、指標として設定。	14,750名(10月～3月)  (注) 平和祈念資料の展示会等については、平成22年10月より、(独)平和祈念事業特別基金から総務省が資料を引き継ぎ、民間事業者に委託して実施。

平成23年度目標設定表

分野	国民生活と安心・安全		担当部局	人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課
政策名	政策18：恩給行政の推進		課室名	
基本目標	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。			
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標		指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
		目標(値) 【目標年度】		22年度現在
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図る	年度末における請求未処理案件比率（年度末における残件数／月間平均処理件数）	0.5か月分未満 【23年度】	請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定。	0.5月分
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図る	恩給相談電話混雑率	20%以下 【23年度】	相談対応を充実し、恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定。	10.7%
	恩給相談者（来訪者）の満足度・納得度	96.1%以上 【23年度】	恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定。	98.8%

平成23年度目標設定表

分野	国民生活と安心		担当部局	統計局総務課、政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室	
政策名	政策19：公的統計の体系的な整備・提供		課室名		
基本目標	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。				
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年4月に全面施行された統計法（平成19年法律第53号）の適切な運用及び平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策を着実に推進・実現することで、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計調査の量的・質的内容の向上を図る。</li> <li>統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li> <li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</li> </ul>				
施策目標	施策目標の達成度を測る指標	目標(値) 【目標年度】	指標の設定に ついでの方 （施策目標との因果関係）	指標の状況	
				22年度現在	
統計を、国民全体が広く活用できるような体系的・効率的に整備し、より一層国民に有効に活用されるものにする。	平成23年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供を実施する統計調査	25調査以上 【23年度】	基本計画では、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の拡大を図ることとされており、各府省に働きかけを行うこと等により、各府省がこれらの対象となる統計調査の拡大を図り、また、一般の者からの申出実績が拡大することで、より一層国民に統計が有効に活用されることにつながるため指標として設定。	24調査 (23年4月1日現在)	
	平成23年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数	63件以上（22年度実績の2割増以上）【23年度】		50件 (23年4月1日現在)	
	事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率	85%以上 【23年度】		基本計画では、報告者負担の軽減策を進めることとされており、審査を徹底するとともに各府省に働きかけを行うこと等により、事業所及び企業の調査対象の重複是正等の措置が進展することで、より一層企業の負担軽減につながるため指標として設定。	78.8% (22年度)
	事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率	85%以上 【23年度】			74.1% (22年度)
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供する。	経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施し、平成23年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表しているか。	100% 【23年度】	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定。	100%	
	東日本大震災の被災自治体（岩手県・宮城県・福島県）における国勢調査結果（人口等基本集計）の早期集計・公表	7月末 【23年度】		被災自治体における復興にあたっては、震災直前に実施された平成22年国勢調査の結果は貴重なデータであり、早期公表が被災地のニーズに対応するとされることから指標として設定。	—



統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図る。	統計局所管統計調査について主要5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）に掲載された記事数	年間400件以上 【23年度】	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関にわかりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定。	400件程度 (平成22年度)
	統計局所管統計調査結果について各府省の年次報告書（白書）に掲載された件数	年間300件以上 【23年度】	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統計調査結果のより適切な利活用の促進が（即ち年次報告書掲載件数の増加）が見込まれることから指標として設定。	300件程度 (平成22年度)
	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数	年間7,800万件以上 【23年度】	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、利用者の増加（即ちアクセス件数の増加）が見込まれることから指標として設定。	7,800万件 (平成22年度)
	統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数	年間7,500万件以上 【23年度】	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、利用者の増加（即ちアクセス件数の増加）が見込まれることから指標として設定。	7,100万件 (平成22年度)
	総合統計書が刊行冊数及び予定のとおり刊行がなされているか	年刊5冊 月刊1冊 【23年度】	総合統計書を毎月・毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため、指標として設定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年刊：5冊</li> <li>・日本統計年鑑（11月）</li> <li>・日本の統計（3月）</li> <li>・世界の統計（3月）</li> <li>・Statistical Handbook of Japan（8月）</li> <li>・PSI（ポケット統計情報）年報（10月）</li> <li>●月刊：1冊</li> <li>・PSI（ポケット統計情報）月報（毎月下旬）</li> </ul>



平成23年度目標設定表

分野	国民生活と安心・安全		担当部局	消防庁総務課他 14 課室
政策名	政策 20：消防防災体制の充実強化		課室名	
基本目標	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。			
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。			
施策目標	施策目標の達成度を測る指標	目標(値)	指標の設定についての考え方 (施策目標との因果関係)	指標の状況
		【目標年度】		22 年度現在
緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図る。	消防団員数	消防団員数の増加（対前年度増） 【23 年度】	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	883,698 人 (平成 22 年 4 月 1 日現在)
	うち女性消防団員数	うち女性消防団員数 (20,000 人) 【23 年度】		19,043 人 (平成 22 年 4 月 1 日現在)
	自主防災組織の組織活動カバー率	76% 【23 年度】	自主防災組織の活動カバー率の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	74.4% (平成 22 年 4 月 1 日現在)
	防災拠点となる公共施設等の耐震率	防災拠点となる公共施設等の耐震率 85% 【25 年度】 防災拠点となる公共施設等の耐震率の向上（対前年増） 【23 年度】	防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	防災拠点となる公共施設等の耐震率 70.9% (平成 21 年度末)
	消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	消防の広域化の推進の環境整備の促進 【23 年度】	小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されているため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	消防の広域化を検討している地方公共団体に対して、消防広域化推進アドバイザーを派遣するといった消防の広域化に対する理解を深めるなどの推進運動を積極的に実施 (平成 22 年)

緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図る。	住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)	50%減(平成17年比、平成17年中の住宅火災による死者数：1,220人) 【23年度】	住宅防火対策の一層の推進は、消防防災体制の充実強化につながり、対策の結果として住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。	平成21年中の住宅火災による死者数：1,023人
	防火対象物定期点検の実施率の向上	70% 【23年度】	防火対象物定期点検の実施率の向上が、防火対象物の安全性の向上につながり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	58.1% (平成22年度末)
	特定違反对象物数の改善	特定違反对象物数の減少(対前年度減) 【23年度】	特定違反对象物数の減少が消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	229件 (平成22年度末)
	危険物施設における事故件数	事故件数の低減(対前年減) 【23年度】	危険物事故防止対策の推進は、消防防災体制の充実強化につながり、対策の結果として危険物施設における事故件数の減少が見込まれることから、指標として設定。	536件 (平成22年中)
	緊急消防援助隊の登録隊数	おおむね4,500隊 【25年度】 緊急消防援助隊の登録隊数の増加(対前年増) 【23年度】	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることから、指標として設定。	4,278隊 (平成22年10月1日現在)
	市町村防災行政無線(同報系)の整備率	整備率の向上 【23年度】	市町村の自発的な整備の促進による、市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	市町村防災行政無線の整備率 76.1% (平成21年度末)
	都道府県・市町村における国民保護に関する訓練の実施件数	実施件数の向上 【23年度】	都道府県・市町村における国民保護に関する訓練を行うことは、有事の際の国民保護体制を含めた消防防災体制の充実強化につながることから、指標として設定。	66件 (平成22年度中)
	消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧補助金による整備状況	消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧補助金による整備団体数	震災による消防庁舎や消防車両等の物的被害の整備を行うことで、被災市町村における消防防災体制の復旧につながることから、指標として設定。	消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧補助金の申請予定団体を把握しているところ。

<p>救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図る。</p>	<p>国際消防救助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況</p>	<p>独自の研修・訓練等の実施 【23年度】</p>	<p>外務省はじめ関係各省庁・機関との協調・連携、当庁が組織する国際消防救助隊（IRT-JF）独自の研修・訓練の実施等により、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる用意を図ることは、国際消防救助隊の充実を図ることにつながることから、指標として設定。</p>	<p>平成22年度は、消防庁として国際消防救助隊セミナーを実施、また、JICA等と連携し、JDR救助チーム技術訓練等の各種研修・訓練を実施し、国際消防救助隊を含む国際緊急援助隊の活動能力強化を図った。</p>
	<p>救命率の推移</p>	<p>救急搬送における救命率の向上 【23年度】</p>	<p>救急救命体制の充実が、救命率の向上につながることから、指標として設定。</p>	<p>心原生かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4% (平成21年中)</p>
	<p>受入医療機関の選定困難事案の割合</p>	<p>受入医療機関の選定困難事案の割合の低下 【23年度】</p>	<p>改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定。</p>	<p>(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.2% 産科・周産期傷病者搬送事案3.2% 小児傷病者搬送事案2.8% 救命救急センター等搬送事案3.2% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.3% 産科・周産期傷病者搬送事案6.1% 小児傷病者搬送事案割合2.0% 救命救急センター等搬送事案4.5% (平成21年中)</p>
	<p>心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)</p>	<p>実施率の向上 【23年度】</p>	<p>応急手当の普及啓発を図ることで、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。</p>	<p>心肺停止傷病者への応急手当実施率42.7% (平成21年中)</p>